

委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

(受発注者共同による品質確保)

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望

型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(オンライン電子納品)

第10条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(本業務の特記仕様事項)

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙「R8企工 吉野川北岸工業用水道 鳴門配水本管布設替概略検討業務 特記仕様書」による。

(業務目的)

第1条 本業務は、令和7年度に策定した工業用水道第3次管路更新計画において、優先整備区間に選定された鳴門配水本管の管路強靱化を図るため、布設替計画の概略検討を行うものである。

(業務対象区間)

第2条 業務対象区間は次のとおりとする。

1 鳴門配水本管 L = 2.78 km

「鳴門配水本管」全区間のうち、長岸河底横過トンネル終点から松茂配水支管の分岐点までの区間（水管橋部分除く）とする。（対象区間図参照）

(業務内容)

第3条 業務内容は次のとおりとする。

1 打合せ

打合せ協議は、着手時1回、中間時5回、成果品納品時1回の計7回とする。

2 関係機関打合せ協議

布設替ルートを選定にあたり、関係機関協議を4回行う。

3 布設替概略検討

(1) 資料収集・現地踏査

本業務の設計に必要な資料（既存施設の完成図書、既存の各種調査資料等）を事前に確認、整理し、既存の管路施設の状況を把握する。また、現地踏査にて周辺環境、土地利用、道路利用、水路状況等を把握する。なお、道路幅員等の簡易な計測を含む。

(2) 地下埋設物調査・公私道調査

布設替ルートを選定にあたり、既設対象路線周辺の道路等に埋設されている地下埋設物（下水道、上水道、農業用水、電気、電話等）の形状、寸法、位置、深さ等の調査を実施する。また、道路、水路等において、公図並びに土地台帳により、所有者調査を実施し埋設可能性を把握する。

(3) 設計計画

調査結果を踏まえ、周辺環境、土地利用や道路利用状況等を考慮のうえ、設計方針を決め、最適なルートを選定する。

(4) 水理計算

対象区間の布設替ルートも加味した管網計算を行い、布設替に最適な管口径の検討や、末端水頭の確認を行う。

(5) 根幹的施設の配置検討・概略工法検討

布設替ルートについて、管路布設工法（開削、推進、シールド）、立坑位置・形状等の概略工法の検討を行う。検討にあたっては、既設管との接続方法や工事用地の必要範囲、施工性や経済性等を比較し行うこと。

(6) 図面作成

平面図、縦断図及び地下埋設物調査図、公私道調査図を作成する。

(7) 概算工事費算出

管路布設工法、立坑位置、形状等を選定し、布設替ルートの概算工事費を算出する。

(8) 照査

基本条件の内容確認、設計計画の妥当性、比較検討の方法及びその内容、水理計算の適切性、設計図との整合性を照査する。

4 報告書作成

検討業務の成果として、とりまとめを行う。また、報告書とは別に、概要書（設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等）を作成する。